

## 解体工事等におけるアスベスト対策について

山口県環境生活部環境政策課

技師 柿園 博美

# **解体工事等におけるアスベスト対策について (大気汚染防止法及び政省令の改正)**

**令和5年1月26日  
山口県公共工事労働安全講習会**

山口県環境政策課

# 石綿 (アスベスト) とは

石綿（アスベスト）は、耐火、耐熱、防音等の性能に優れた天然の鉱物であり、安価で加工しやすいことから、多くが建築材料に使用されてきました。吸引することにより肺がんや中皮腫等の健康被害を引き起こすため日本では現在製造・使用等が禁止されていますが、過去に使用されたものの多くは建築物等に残存しています。

石綿とは、繊維状を呈している蛇紋岩のクリソタイル、角閃石系のアクチノライト、アモサイト、アンソフィライト、クロシドライト及びトレモライトをいいます。「石綿を含有する」とは、石綿をその重量の0.1%を超えて含有する場合をいいます。

## 代表的な石綿（アスベスト）



アモサイト（茶）

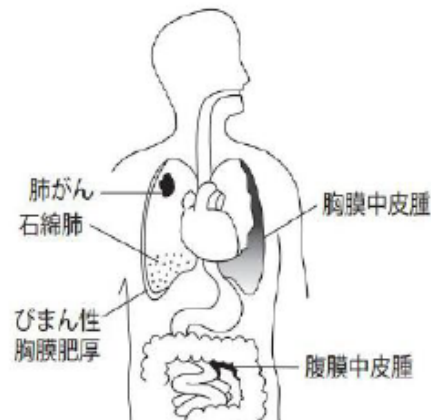
クリソタイル（白）

クロシドライト（黒）

出典：THE ASBESTOS/せきめん読本（1996年日本石綿協会）

## 主な石綿関連疾患と発生部位

出典：（独）環境再生保全機構パンフレット



## アスベストの物性（特徴）

1. 紡織性
2. 高抗張性（引張り強度）
3. 不燃・耐熱性
4. 耐摩耗性
5. 耐薬品性
6. 耐腐食性
7. 絶縁性
8. 親和性
9. 経済性（安価） → 耐久性を要する建材、製品に幅広く使用



## アスベストの使用と規制

- |          |   |
|----------|---|
| 昭和30年頃   | 建材としての使用が一般化                                |
| 昭和50年    | 石綿を5%を超えて含有する吹付作業の原則禁止                      |
| 昭和55年    | 石綿含有吹付けロックウールの使用終了                          |
| 昭和62年11月 | 建築物耐火構造規定から吹付石綿を除外                          |
| 平成7年1月   | <阪神・淡路大震災>                                  |
| 4月       | 石綿を1%を超えて含有する吹付作業の原則禁止                      |
| 平成16年10月 | 石綿を1%を超えて含有する主な建材、摩擦材及び接着剤の新たな製造等の禁止        |
| 平成17年6月  | <石綿製造工場周辺での石綿由来疾病発生事案>                      |
| 7月       | 石綿を1%を超えて含有する吹付作業の全面禁止                      |
| 平成18年9月  | 石綿を0.1%を超えて含有するすべての物の製造・輸入・譲渡・提供・新たな使用の禁止   |
| 平成24年4月  | 石綿を0.1%を超えて含有するすべての物の製造・輸入・譲渡・提供・新たな使用の全面禁止 |



# 石綿 (アスベスト) が使用されている建物・部位・建材の種類

石綿 (アスベスト) の大半は、建築材料に使用されています。

- (1) 吹付け石綿
- 鉄骨 (S) 造では、柱や梁の鉄骨を熱から保護するため、石綿含有吹付け材が使用されています (使用禁止後、耐火被覆材に移行)。
  - 鉄筋コンクリート (RC) 造でも、天井・壁等の耐火・耐熱、吸音、結露防止、居室等の意匠として使用されています。



- (2) 石綿含有断熱材・保温材・耐火被覆材
- 煙突やダクト等の断熱、配管の保温、天井や壁の断熱、結露防止、貫通部の耐火 (吹付け石綿の代替) として使用されています。

出典：目で見えるアスベスト (第2版 平成20年3月国土交通省)





# 石綿 (アスベスト) が使用されている建物・部位・建材の種類

以下は、一般的な住宅にも使用されていることがあります。

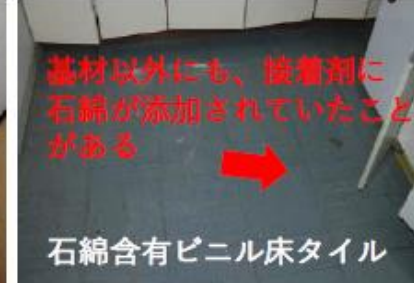
## (3) 石綿含有成形板等

石綿含有成形板は建物の内外装に非常に多く使用されています。

出典：目で見えるアスベスト

(第2版 平成20年3月国土交通省)

- 内装材 (壁、天井、床、間仕切り) : 耐火、吸音、結露防止、防水、意匠
- 外装材 (外壁、軒天、屋根、煙突材) : 耐火、耐候、防水、意匠



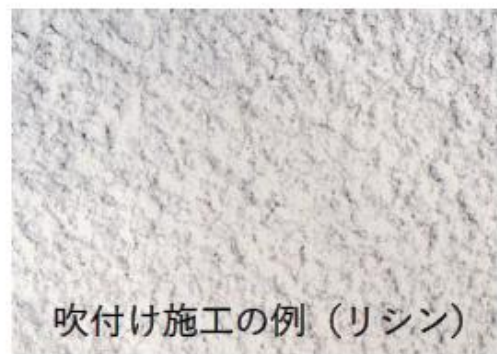
## (4) 石綿含有仕上塗材

内外装の仕上に使用されています。

出典：日本建築仕上材工業会

<http://www.nsk-web.org/kikaku/index.html>

- 内壁の仕上：意匠
- 外壁の仕上：意匠、耐候





# 大気汚染防止法の改正の概要

**【改正概要】** 建築物等の解体等工事における石綿の飛散を防止するため、全ての石綿含有建材への規制対象の拡大、都道府県等への事前調査結果報告の義務付け及び作業基準遵守の徹底のための直接罰の創設等、対策が一層強化されました。

## 【石綿含有建材の種類】



吹付け石綿  
(レベル1)



石綿含有断熱材  
保温材  
耐火被覆材  
(レベル2)



その他の石綿含有建材  
(成形板等)  
(レベル3)

現状・課題

主な改正事項

### <課題1>

規制対象となっていない石綿含有成形板等（レベル3）の不適切な除去により石綿が飛散

**<規制対象>**  
**全ての石綿含有建材に拡大**  
(現状の規制対象の除去作業(約2万件)の5~20倍増)

### 【工事の流れ】

#### 事前調査

- ・石綿含有建材の使用の有無を調査
- ・調査結果を発注者に説明

#### <課題2>

▼不適切な事前調査による石綿含有建材の見落とし(見落とされた現場の都道府県等による把握が困難)

- 一定規模以上等の建築物等について石綿含有建材の有無にかかわらず調査結果の都道府県等への報告の義務付け
- ※環境省と厚生労働省が連携し電子システムによるコネクテッド・ワンストップ化。制度開始時より運用。
- 調査方法を法定化
- ※必要な知識を有する者による書面調査、現地調査等
- 調査に関する記録の作成・保存の義務付け

レベル1・2あり

#### 届出

- ・作業内容を都道府県等に届出

#### 石綿含有建材の除去等作業

(特定粉じん排出等作業)

- ・作業基準の遵守義務
- 作業基準適合命令等
- 命令違反への罰則

レベル1・2なし

#### 解体等工事

※レベル3については、相対的に飛散性が低いこと、除去等作業の件数が膨大となり都道府県等の負担を考慮する必要があることから、届出対象とはせず、作業基準等の規制の対象とする。

### <課題3>

▼短期間の工事の場合、命令を行う前に工事が終わってしまう

- 隔離等をせずに吹付け石綿等の除去作業を行った場合等の直接罰の創設
- 下請負人を作業基準遵守義務の対象に追加

### <課題4>

▼不適切な作業による石綿含有建材の取り残し

- 作業結果の発注者への報告の義務付け
- 作業記録の作成・保存の義務付け
- ※必要な知識を有する者による作業終了の確認



隔離措置の様子



吹付け石綿の除去作業の様子

- 都道府県等による立入検査の対象を拡大
- 災害時に備え、国や都道府県等は建築物等の所有者等による建築物等への石綿含有建材の使用の有無の把握を後押しすること等に努める。

※改正法の施行期日  
(公布日:令和2年6月5日)  
下記以外の規定:令和3年4月1日  
調査結果の報告:令和4年4月1日



# 大気汚染防止法が改正されました

出典:環境省資料より編集

大気汚染防止法の一部を改正する法律が令和2年6月に公布、一部の規定を除き令和3年4月施行。

建築物等の解体等工事における石綿の飛散を防止するため、全ての石綿含有建材へ規制を拡大するとともに、都道府県等<sup>※1</sup>への事前調査結果の報告の義務付け及び作業基準遵守徹底のための直接罰の創設等、対策が一層強化されました。



## 規制対象建材を拡大

- 石綿含有成形板等の不適切な除去により石綿が飛散した事例がみられたことから、**全ての石綿含有建材に規制対象を拡大<sup>※2</sup>**されました。
- 石綿含有仕上塗材の除去作業には、独自の作業基準が設けられました。



## 罰則の強化・対象拡大

- **隔離等をせずに吹付け石綿等の除去等作業を行った場合は直接罰が適用**されるようになりました。
- **下請負人にも作業基準遵守義務が適用**されるようになりました。
- 都道府県等による立入検査の対象が拡大されました。



## 事前調査の信頼性の確保

- **事前調査の方法を法定化**されました。(書面調査、目視調査及び分析調査)
- **「必要な知識を有する者<sup>※3</sup>」による事前調査の実施**を義務付けます。(施行:令和5年10月~)
- 一定規模以上の建築物等について、石綿含有建材の有無にかかわらず、元請業者等<sup>※4</sup>が事前調査結果を都道府県等へ報告することを義務付けます。(施行:令和4年4月~)
- 事前調査に関する記録を作成し、一定期間保存<sup>※5</sup>することが義務付けられました。



## 作業記録の作成・保存

- 「必要な知識を有する者<sup>※6</sup>」による**取り残しの有無等の確認が義務付け**られました。
- 作業記録の作成・保存<sup>※7</sup>が義務付けられました。
- 作業結果の発注者への報告が義務付けられました。

※1 都道府県、大気汚染防止法の政令市など

※2 新たに規制対象となる石綿含有成形板等、石綿含有仕上塗材に係る工事については作業実施の届出の対象から除外。

※3 建築物石綿含有建材調査者又は法施行前に日本アスベスト調査診断協会に登録されている者

※4 元請事業者または自主施工者

※5 解体等工事終了後3年間保存

※6 石綿作業主任者、※3の事前調査の必要な知見を有する者

※7 解体等工事終了後3年間保存



# 発注者の責務

(赤字部分：改正点)

## ○ 元請業者への配慮

- ・事前調査への協力及び調査に要する費用の負担

※法第18条の15第2項

- ・レベル3の建材に係る解体等工事についても、施工方法、工期、工事費  
その他当該工事の請負契約に関する事項について、作業基準の遵守を  
妨げるおそれのある条件を付さない

※法第18条の16第1項

## ○ 特定粉じん排出等作業の実施の届出

レベル1又はレベル2に係る作業実施届出は、従来どおり必要  
(レベル3に係る作業実施届出は不要)

※法第18条の17

# 受注者（元請業者）の責務

（赤字部分：改正点）

- 法定化された方法による事前調査の実施
- 一定の知見を有する者による事前調査の実施 ※令和5年10月1日～
- 事前調査結果の発注者への書面説明（説明事項追加）
- 事前調査結果に関する記録の作成、現場への備え付け、3年間保存
- 事前調査結果の県等への報告 ※令和4年4月1日～
- 作業計画の作成
- 事前調査結果の作業現場での掲示（掲示板の大きさA3以上）
- 作業方法の作業現場での掲示（掲示板の大きさA3以上）
- 作業基準の遵守（レベル3追加）
- 下請負人への説明・指導
- 特定粉じんに関する知識を有する者による作業終了時の確認
- 作業結果の発注者への書面報告
- 作業結果に関する記録の作成・3年間保存

事前調査結果の発注者への説明、作業現場への掲示、作業結果の発注者への報告等については、必要事項が定められているが様式は定められていない。なお、マニュアルにおいて一部様式例が示されている。

※事前調査結果の発注者への説明書面例（マニュアルP94～95）

(元請業者が作成及び発注者に説明する場合の様式例)

年 月 日

**解体等工事に係る事前調査説明書面**

①発注者 住所  
氏名 (法人にあつては名称及びその代表者の氏名) 様

②元請業者 住所  
氏名  
(法人にあつては、名称及びその代表者の氏名)  
電話番号

大気汚染防止法第18条の15第1項に基づき、解体等工事に係る石綿使用の有無に関する事前調査結果について下記のとおり説明します。

③解体等工事の場所	(解体等工事の名称)
④解体又は改造・補修着手年月日	年 月 日 延床面積 m <sup>2</sup>
⑤解体等工事の種別	解体 改造・補修 階数
⑥建築物等の竣工年	昭和・平成 年
⑦建築物等の概要	□建築物 ( □耐火 □準耐火 □その他 ( )) □木造 □RC造 □S造 □その他 ( )) □その他工作物
⑧事前調査を行った者及び当該者が登録規定に基づく講習を受講した講習実施機関の名称等	氏名 講習実施機関の名称 ( □一般 □特定 □一戸建て等 □その他 ( ))
⑨調査を終了した年月日	年 月 日
⑩調査の方法	□書面 □目視 □分析 □その他 ( )
⑪調査の結果	⑪特定建築材料の有無 □石綿有又は石綿みなし (詳細は別紙1のとおり) □石綿無
	⑫破壊しない調査できない場所であつて、解体等が始まる前に確認できなかった場所
⑬作業の報告書	設置予定年月日 年 月 日
	設置場所 別紙 のとおり
⑭大気汚染防止法に係る作業の実施の届出の要否	□要 □不要

備考 1 特定建築材料が有り、特定粉じん排出等作業に該当する場合は別紙1を添付すること。  
2 工事に特定建築材料を見つけた場合、再度説明すること。

元請業者からこの書面の説明を受けました。 ⑯発注者氏名 (法人にあつては名称並びに説明を受けた者の職及び氏名)	年 月 日
発注者へこの書面の説明を行いました。 ⑰元請業者氏名 (法人にあつては名称並びに説明を行った者の職及び氏名)	年 月 日

※ 書面の構成等を改変する場合は、○番号の項目を記載した書面とすることが望ましい。

別紙1

**特定粉じん排出（石綿除去）等作業の概要**

①特定粉じん排出等作業の種類	大気汚染防止法施行規則別表第7 1の項 建築物の解体作業のうち、吹付け石綿及び石綿含有断熱材等を除去する作業（次項及び5の項を除く） 2の項 建築物の解体作業のうち、石綿含有断熱材等を除去する作業（かき落とし、切断、又は破砕以外の方法で特定建築材料を除去するもの）（5の項を除く） 3の項 建築物の解体等作業のうち、石綿含有仕上塗材を除去する作業（5の項を除く） 4の項 建築物の解体等作業のうち、石綿含有成形板等を除去する作業（1から3の項、事項を除く） 5の項 特定建築材料の事前除去が著しく困難な解体作業 6の項 建築物の改造・補修作業のうち、吹付け石綿及び石綿含有断熱材に係る作業
②特定粉じん排出等作業の実施の期間	自 年 月 日 至 年 月 日
③特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料等の種類並びにその使用箇所及び使用面積	1 吹付け石綿 ( m <sup>2</sup> ) 2 石綿を含有する保温材 ( m <sup>2</sup> ) 3 石綿を含有する耐火被覆材 ( m <sup>2</sup> ) 4 石綿を含有する断熱材 ( m <sup>2</sup> ) 5 石綿を含有する仕上塗材 ( m <sup>2</sup> ) 6 石綿を含有する成形板等 ( m <sup>2</sup> ) 詳細は別紙 のとおり
④特定粉じん排出等作業の方法	除去 ・ 囲い込み ・ 封じ込め ・ その他 ( )
⑤特定粉じん排出等作業の方法が法第18条の19各号に掲げる措置を当該各号に定める方法により行うものでないときは、その理由	
⑥特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の配置図及び付近の状況	別紙 のとおり
⑦特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要	別紙 のとおり
⑧作業の掲示	設置予定年月日 年 月 日
	設置場所 別紙 のとおり
⑨特定工事の元請業者の現場責任者の氏名及び連絡場所	電話番号
⑩下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	電話番号

※ 書面の構成等を改変する場合は、○番号の項目を記載した書面とすることが望ましい。  
備考 1 解体等工事が特定粉じん排出等作業（石綿排出等作業）に該当する場合に作成すること。  
2 特定粉じん排出等作業（石綿排出等作業）の対象となる建築物等の配置図、付近の状況、特定粉じん排出等作業（石綿排出等作業）工程を明示した特定工事（特定排出等工事）の工程の概要については、計画している作業方法等がわかるものを添付すること（作業工程を示す日程表、図面等）。



※作業現場への掲示例（マニュアルP115）

建築物等の解体等の作業に関するお知らせ			
<p>本工事は、石綿障害予防規則第4条の2及び大気汚染防止法第18条の15第6項の規定による事前調査結果の報告<sup>注1)</sup>、労働安全衛生法第88条第3項(労働安全衛生規則第90条第五号の二)の規定による計画の届出及び大気汚染防止法第18条の17第1項の規定による作業実施の届出を行っております。</p> <p>石綿障害予防規則第3条第8項及び大気汚染防止法第18条の15第5項及び同法施行規則第16条の4第二号の規定により、解体等の作業及び建築物の特定粉じん排出等作業について以下のとおり、お知らせします。</p>			
事業場の名称: ○○○○解体工事作業所			
届出先及び届出年月日	東京○○ 労働基準監督署 東京(都)道・府・県 ○○市(区)	令和○○年○○月○○日 令和○○年○○月○○日	発注者または自主施工者 氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名) ○○不動産(株) 代表取締役社長 ○○ ○○
	調査終了年月日 看板表示日	令和○○年○○月○○日 令和○○年○○月○○日	住所 東京都○○区○-○
解体等工事期間	令和○○年○○月○○日 ~ 令和○○年○○月○○日	令和○○年○○月○○日 令和○○年○○月○○日	
石綿除去(特定粉じん排出)作業等の作業期間	令和○○年○○月○○日 ~ 令和○○年○○月○○日	令和○○年○○月○○日 令和○○年○○月○○日	
調査方法の概要(調査箇所)		元請業者(工事の施工者かつ調査者)	
<p>【調査方法】書面調査、現地調査、分析調査</p> <p>【調査箇所】建築物全体(1階~4階)</p> <p>※改修等の場合は、改修等を実施するために調査した箇所を記載する。 (例)1階機械室(改修等工事対象場所)</p>		<p>氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名) ○○建設株式会社 代表取締役社長 ○○ ○○</p>	
調査結果の概要(部分と石綿含有建材(特定建築材料)の種類、判断根拠)		住所 東京都○○区○-○	
<p>【石綿含有あり】</p> <p>1階 機械室 吹付け石綿 クリソタイル</p> <p>1階 機械室 保温材(石綿含有とみなし)</p> <p>エレベーターシャフト 吹付け石綿 クリソタイル</p> <p>【石綿含有なし】○数字は右下欄の「その他の事項」を参照</p> <p>1~4階 トイレ内PS 保温材③</p> <p>1~4階 床:ビニル床タイル③、天井:フレキシブルボード④ その他の建材④⑤</p>		現場責任者氏名	○○ ○○
		連絡場所 TEL	03-xxxx-xxxx
		○○ ○○ を石綿作業主任者に選任しています。	
		調査を行った者(分析等の実施者)	
		氏名又は名称及び住所	
石綿除去等作業(特定粉じん排出等作業)の方法		事前調査・試料採取を実施した者	
石綿含有建材(特定建築材料)の処理方法	除去、囲い込み・封じ込め・その他	①特定建築物石綿含有建材調査者 ○○環境(株)氏名 ○○ ○○ 登録番号 ○○○○ 住所:東京都○○区○○-○○	
集じん排気装置	機種・型式・設置数	分析を実施した者	
	排気能力(m <sup>3</sup> /min)	②○○環境分析センター	
	使用するフィルタの種類及びその集じん効果(%)	氏名 ○○ ○○ 登録番号 ○○○○ 住所:埼玉県○○市○○-○○	
使用する資材及びその種類	・湿潤用薬液:○○○○ ・固化用薬液:○○○○ ・隔離用シート(厚さ:床○mm、その他○mm) ・接着テープ 等	その他の事項	
その他の石綿(特定粉じん)の排出又は飛散の抑制方法	(例)吹付け層に薬液を含浸する等により表層面を被覆する封じ込め工法 <sup>注2)</sup> (例)・板状材料で完全に覆うことにより密閉する囲い込み工法 <sup>注2)</sup>	調査結果の概要に示す「石綿含有なし」に記載された○数字は、以下の判断根拠を表す ①目視 ②設計図書 ③分析 ④材料製造者による証明 ⑤材料の製造年月日	
備考:その他の条例等の届出年月日	○○区建築物の解体工事等に関する要綱(令和○○年○月○日届出)		

注1) 工事に係る部分の床面積の合計が80m<sup>2</sup>以上の建築物の解体工事、請負金額100万円以上の建築物の改修等工事等の場合

注2) 封じ込め工法や囲い込み工法を行う場合の記載例

図 4.6.1 石綿含有吹付け材、石綿含有保温材等の除去等を含む作業(届出対象)記入例 ※掲示サイズは(横420mm以上、縦297mm以上)

# 下請負人の責務

## ○ 作業基準の遵守

作業方法や作業状況の記録等、作業基準を遵守する  
(元請業者から説明を受ける)

事前調査結果の報告について  
(令和4年4月1日施行)



## <解体等工事に係る調査及び説明等>

- 解体等工事の元請業者又は自主施工者は、調査を行ったときは、遅滞なく、当該調査の結果を都道府県知事に報告しなければならない\*。(新法第18条の15第6項関係)

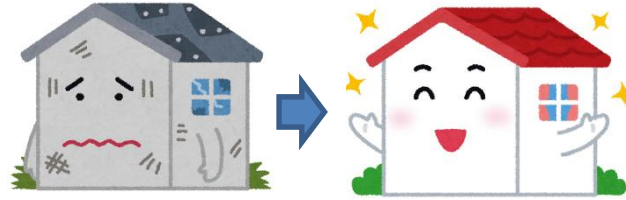
### □ 報告の対象 (新規則第16条の11第1項)

※令和4年4月1日から適用



#### 解体工事

床面積合計80m<sup>2</sup>以上



#### 建築物の改造・補修工事

請負代金合計100万円以上  
(材料費・消費税を含む。)



#### 工作物\*の解体・改造等工事

請負代金合計100万円以上  
(材料費・消費税を含む。)

※環境大臣が定めるものに限る

### □ 事前調査結果の報告対象工作物 (令和2年環境省告示第77号)

- ・反応槽
- ・加熱炉
- ・ボイラー及び圧力容器
- ・配管設備(建築物に設ける給水設備等を除く)
- ・焼却設備
- ・煙突(建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く)
- ・貯蔵設備(穀物を貯蔵するための設備を除く)
- ・発電設備(太陽光発電設備及び風力発電設備を除く)
- ・変電設備
- ・配電設備
- ・送電設備(ケーブルを含む)
- ・トンネルの天井板
- ・プラットホームの上家
- ・遮音壁
- ・軽量盛土保護パネル
- ・鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板

注)調査自体はすべての工作物で必要

## <解体等工事に係る調査及び説明等>

- 解体等工事の元請業者又は自主施工者は、調査を行ったときは、遅滞なく、当該調査の結果を都道府県知事に報告しなければならない\*。（新法第18条の15第6項関係）

※令和4年4月1日から適用

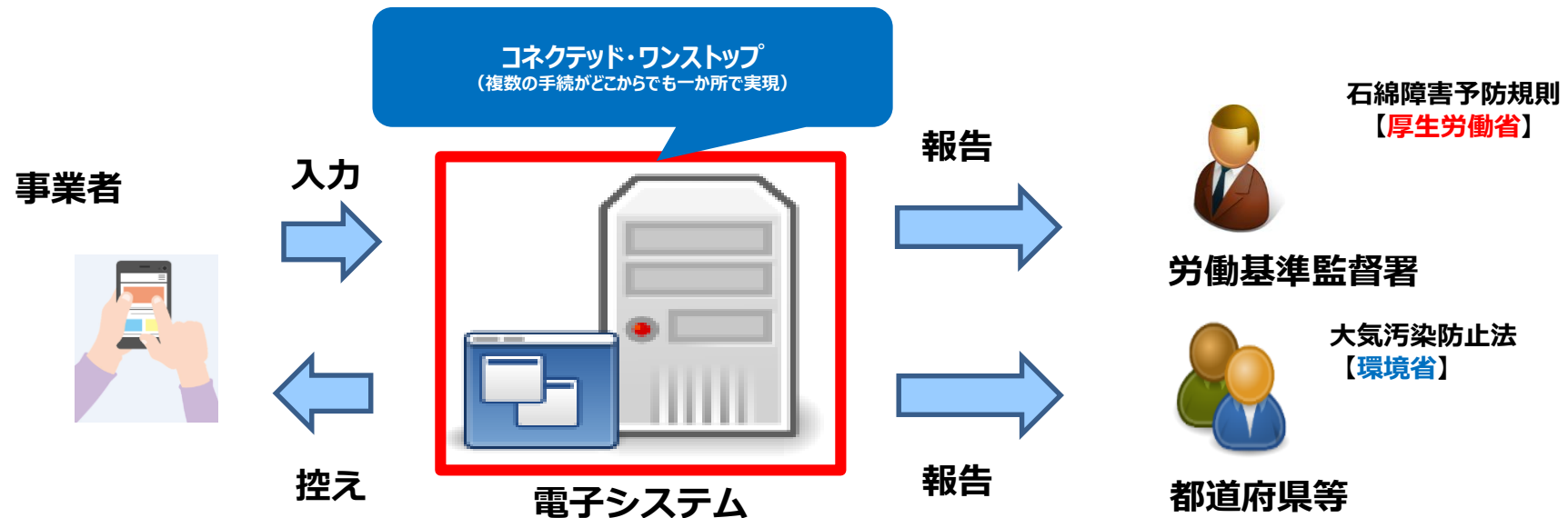
### □ 報告の内容（新規則第16条の11第2項）

都道府県等が事前調査が適切に行われたか判断できるよう、事前調査の方法及び結果のほか、建築物等の構造、使用されている建築材料の種類など。

### □ 報告の方法（新規則第16条の11第4項）

- 都道府県等が建築物等の解体等工事に係る事前調査の結果を迅速かつ幅広く把握するため、厚生労働省と連携し、事前調査結果の報告に係る電子システムを新たに整備。
- 原則として電子による報告とする。建築物に係る報告件数は膨大な数になると考えられることから、一度入力した内容の自動入力やスマートフォン等からの入力を可能とするなど、利便性に配慮。

\* システムの使用が困難な場合は、施行規則の様式による報告書によって行うことをもってこれに代えることができる。  
（例）災害でwebが使えない。スマホやタブレットを持っていない。



# 建築物等の解体・補修時には石綿含有建材の調査が必要です

令和4年4月1日から、建築物等の解体等を行う前に実施する石綿含有建材の調査結果を都道府県等に報告する必要があります。

(大気汚染防止法第18条の15第6項)

※ 令和4年4月1日以前においても解体、改造、又は補修する建築物、工作物に、石綿含有建材が使用されているか否かを確認するための調査（事前調査）を実施する必要があります。

事前調査結果の報告は原則として、石綿事前調査結果報告システムにおいて行います。報告には、「gBizID」への登録が必要となります。「プライム」「エントリー」どちらの登録でも利用できます。

※ 「プライム」を取得した場合、一括申請機能を使用できます。

**gBizID**

<https://gbiz-id.go.jp>



## 石綿事前調査結果報告システム

(システムは令和4年4月1日までに公開予定です。公開されるまでの間は石綿事前調査結果報告制度の説明ページに自動転送されます)

<https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp>



※ 事前調査結果の報告は石綿障害予防規則に基づき、所管の労働基準監督署への報告も必要となります。石綿事前調査結果報告システムでは大気汚染防止法及び石綿障害予防規則に基づく報告を同時に行うことができます。

# 事前調査結果の報告が必要な工事

- ① 建築物を解体する作業を伴う建設工事<sup>※1</sup>であって、当該作業の対象となる床面積の合計が80㎡以上であるもの
- ② 建築物を改造し、又は補修する作業を伴う建設工事<sup>※1</sup>であって、当該作業の請負代金の合計額<sup>※2</sup>が100万円以上であるもの
- ③ 工作物<sup>※3</sup>を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事<sup>※1</sup>であって、当該作業の請負代金の合計額が100万円以上であるもの



上記以外の工事であっても、建築物等の解体・改修時には事前調査の実施、調査結果の保存等が必要です。

※1 解体、改造、又は補修の工事を同一の者が二以上の契約に分割して請け負う場合においては、これを一の契約で請け負ったものとみなします。

※2 請負代金の合計額は、材料費も含めた作業全体の請負代金の額をいい、事前調査の費用は含みませんが、消費税を含みます。また、請負契約が発生していない場合でも、請負人に施工させた場合の適正な請負代金相当額で判断します。

※3 対象となる工作物は、反応槽、加熱炉、ボイラー及び圧力容器、配管設備（建築物に設ける給水設備、排水設備、換気設備、暖房設備、冷房設備、排煙設備等の建築設備を除く）、焼却設備、煙突（建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く）、貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く）、発電設備（太陽光発電設備及び風力発電設備を除く）、変電設備、配電設備、送電設備（ケーブルを含む）、トンネルの天井板、プラットホームの上家、遮音壁、軽量盛土保護パネル、鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板です。（令和2年10月7日 環境省告示第77号）

建築物の事前調査は必要な知識を有する以下の資格者等<sup>※4</sup>に依頼する必要があります。【令和5年10月1日～】<sup>※5</sup>

- ①一般建築物石綿含有建材調査者（一般調査者）
- ②特定建築物石綿含有建材調査者（特定調査者）
- ③一戸建て等石綿含有建材調査者（一戸建て等調査者）<sup>※6</sup>

※4 義務付け適用前に（一社）日本アスベスト調査診断協会に登録され調査時点においても同協会に引き続き登録されている者も、「同等以上の能力を有する者」として認められています。

※5 令和5年10月1日までの間も、これらの資格者に調査を依頼することが望まれます。

※6 一戸建て等調査者は一戸建て住宅や共同住宅の住戸の内部のみ事前調査を行うことができます。

詳細については「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル（令和3年3月）」をご参照ください。

[https://www.env.go.jp/air/asbestos/post\\_71.html](https://www.env.go.jp/air/asbestos/post_71.html)






## 建築物等の解体・改修工事の

## 石綿事前調査結果の電子報告がはじまります！

## 石綿事前調査結果報告システムの利用準備をお願いします

- Point 1** 2022年春から制度が変わります  
2022年4月1日以降に着工する、解体・改修工事を対象として、石綿に関する事前調査結果を、労働基準監督署・自治体に報告する制度がはじまります。
- Point 2** 報告はパソコン・スマートフォンで  
報告は、原則として石綿事前調査結果報告システムから電子申請で行っていただきます。  
【石綿事前調査結果報告システム】 <https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp/> 
- Point 3** 事前の準備が  
必要です  
石綿事前調査結果報告システムを利用するためには「G BizID」を取得していただく必要があります。



## システムでできること(一例)

新規申請	電子申請をおこなう	パソコン・スマートフォンをつかって、事前調査結果の報告を、労働基準監督署・自治体の窓口に出向くことなく一度の操作で行うことができます。
下書き保存	テンプレートをつくる	申請途中で一時保存するだけでなく、保存済み申請情報のよく使う項目(元方(元請)事業者、請負事業者)をコピーして、新規申請の作成ができます。
一括申請	まとめて申請する	「プライムアカウント(G BizID)」を取得していただくと、Excelを用いて複数の工事を一括でシステムに入力し、報告することも可能です。
資料作成	申請情報の活用	システムに入力したデータを活用して、事前調査結果の掲示用資料等を作成することができます。

## 事前に準備いただきたいこと

## パソコン・スマートフォンの準備

## パソコンまたはスマートフォンが必要です

端末	 パソコン  スマートフォン (タブレット)
OS	Windows / Linux iOS (iPadOS) / Android OS
ブラウザ	Google Chrome / Safari Internet Explorer など

電子申請を行うためには、上記の条件を満たすパソコンまたはスマートフォンが必要です。なお、フィーチャーフォン(ガラケー)はご利用いただけません。

## G BizIDの取得

## どちらかのG BizIDの取得が必要です

## gBizID プライム

- 新規申請・下書き保存
- 一括申請
- 支店・支社等の管理

おすすめ 支店がある大規模事業者  
報告数が多い事業者

## gBizID エントリー

- 新規申請・下書き保存
- ×一括申請
- ×支店・支社等の管理

おすすめ 報告数が少ない事業者  
個人事業主

ログインにはG BizIDを利用します。G BizIDには「プライム」「エントリー」の2種類があり、複数工事を一括申請するためには「プライム」アカウントの取得が必要です。

G BizIDの取得はこちらから

**gBizID** <https://gbiz-id.go.jp/>





## ログイン

### ●石綿事前調査結果報告システムとは

石綿事前調査結果報告システムとは、労働安全衛生法に基づく石綿障害予防規則、及び大気汚染防止法に基づく石綿含有の有無の事前調査結果の報告手続（申請）をオンラインで行えるシステムです。

- 報告が必要となる工事
- ・建築物の解体工事（80㎡以上）
  - ・建築物の改修工事（請負金額100万円以上（税込））
  - ・工作物の解体・改修工事（請負金額100万円以上（税込））

※請負金額については、請負契約が発生していない場合でも、請負人に施工させた場合の適正な請負代金相当額で判別してください。

### ●初めて利用する方へ

石綿事前調査結果報告システムを利用するためには、認証システム（GピズID）により事前にアカウントを作成する必要があります。  
（GピズIDでアカウントを取得することにより、複数の行政サービスにアクセスすることが可能になります）

- ・GピズIDをお持ちでない方は「GピズIDを作成」から、アカウントの作成をしてください。

#### 登録済みの方

[GピズIDでログイン](#)

#### 初めての方はこちら

[GピズIDを作成](#)

#### お知らせ

[すべて見る](#)

**New** 2021/04/16 システムメンテナンスのお知らせ

下記の通り、システムメンテナンスを行うため、石綿届出報告システムへのログイン・ご利用ができません。

皆様には、ご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

<メンテナンス日時>

2020年5月16日（土）10:00～18:00

**New** 2021/04/12 以下の期間でシステムメンテナンスを実施します。

【メンテナンス期間】

・令和2年4月25日（土）18時から令和2年4月25日（土）19時まで

上記期間中にご利用いただけないサービス/機能

- ・問い合わせ機能
- ・施工状況調査報告機能

上記期間中もご利用いただけるサービス/機能

- ・各サービスのログイン
- ・アカウント管理 等

ご不便をおかけいたしますがどうぞよろしくお願い致します。

**New** 2021/04/12 石綿作業主任者技能講習が実施されます。

**New** 2021/04/12 総合パンフレット「石綿（アスベスト）対策」を公開しました。

**New** 2021/04/10 石綿（アスベスト）関係法令が改正されました。詳細は[こちら](#)

## トップ

新規申請

下書き一覧

一括申請

申請一覧

[一括申請の様式\(Excel\)をダウンロードする](#)下書き保存件数  
1件当月の申請件数  
2件

## お知らせ

[すべて見る](#)

**New** 2021/04/22 石綿（アスベスト）関係法令が改正されました。詳細は[こちら](#)

**New** 2021/04/16 システムメンテナンスのお知らせ

下記の通り、システムメンテナンスを行うため、石綿届出報告システムへのログイン・ご利用ができません。

皆様には、ご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

<メンテナンス日時>

2020年5月16日（土）10:00～18:00

**New** 2021/04/12 以下の期間でシステムメンテナンスを実施します。

【メンテナンス期間】

・令和2年4月25日（土）18時から令和2年4月25日（土）19時まで

上記期間中にご利用いただけないサービス/機能

- ・問い合わせ機能
- ・施工状況調査報告機能

上記期間中もご利用いただけるサービス/機能

- ・各サービスのログイン
- ・アカウント管理 等

ご不便をおかけいたしますがどうぞよろしくお願いいたします。

**New** 2021/04/08 総合パンフレット「石綿（アスベスト）対策 - 予防から救済まで」を公開しました。

**New** 2021/04/05 石綿作業主任者技能講習が実施されます。

## 新規申請

新規申請 > 元方（元請）入力



## 工事に関する基本情報

- 申請区分 **必須**
- 労働安全衛生法（石綿障害予防規則）
  - 大気汚染防止法

## 元方（元請）事業者情報

事業者の名称 <b>必須</b>	<input type="text" value="例) 厚労建設株式会社東京支店"/>
代表者氏名 <b>必須</b>	<input type="text" value="例) 東京支店長 石綿 太郎"/>
事業者の住所	
郵便番号 <b>必須</b>	<input type="text" value="123"/> - <input type="text" value="1234"/> <input type="button" value="検索する"/> <a href="#">郵便番号が不明な方はこちらへ</a>
都道府県・市区町村名等 <b>必須</b>	<input type="text" value="例) 東京都千代田区"/>
住所（続き） <b>必須</b>	<input type="text" value="例) 霞ヶ関1-23-4 厚労ビル4F"/>
電話番号（ハイフンなし） <b>必須</b>	<input type="text" value="例) 0312341234"/>
メールアドレス <b>必須</b>	<input type="text"/>

## 工事発注者情報

事業者の名称 <b>必須</b>	<input type="text" value="例) 環境株式会社霞ヶ関支店"/>
代表者氏名 <b>必須</b>	<input type="text" value="例) 厚生 花子"/>
発注者の住所	
郵便番号 <b>必須</b>	<input type="text" value="123"/> - <input type="text" value="1234"/> <input type="button" value="検索する"/> <a href="#">郵便番号が不明な方はこちらへ</a>
都道府県・市区町村名等 <b>必須</b>	<input type="text" value="例) 東京都千代田区"/>
住所（続き） <b>必須</b>	<input type="text" value="例) 霞ヶ関5-67-8 環境ビル4F"/>

## 工事現場情報

労働保険番号 <b>必須</b>	<input type="text" value="12"/> - <input type="text" value="1"/> - <input type="text" value="12"/> - <input type="text" value="123456"/> - <input type="text" value="123"/>
	<input type="checkbox"/> なし（又は不明）
作業場所の住所	
郵便番号 <b>必須</b>	<input type="text" value="123"/> - <input type="text" value="1234"/> <input type="button" value="検索する"/> <a href="#">郵便番号が不明な方はこちらへ</a>
都道府県・市区町村名等 <b>必須</b>	<input type="text" value="例) 東京都千代田区"/>

②請負事業者の入力

③事前調査結果の入力

④申請(確認)

下書き保存

トップ画面に戻る

## 新規申請

新規申請 > 調査入力



## 事前調査の結果及び 予定する石綿の除去などに係る措置の内容

### 材料種類ごとの石綿含有の有無と措置

解体・改修の対象にそれぞれの材料が含まれる場合に当該材料の種類を記入してください。  
当該材料が使用されていない、又は解体・改修の対象ではない場合、当該材料種の記入は不要です。  
例：当該材料があり、解体又は改修対象だが、石綿は無い場合⇒石綿含有「無」を選択  
例：当該材料がないor解体・改修の対象ではない場合⇒当該建材の入力は不要

作業対象の材料種類（名称）

吹付け材	
石綿含有の有無	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> みなし <input type="radio"/> 無
含有無しと判断した根拠	<input type="checkbox"/> 1: 目視 <input type="checkbox"/> 2: 設計図書 (4を除く。) <input type="checkbox"/> 3: 分析 <input type="checkbox"/> 4: 建築材料等の製造者による証明 <input type="checkbox"/> 5: 建築材料等の製造年月日
作業の種類	<input type="radio"/> 除去 <input type="radio"/> 封じ込め <input type="radio"/> 囲い込み
切断等の有無	<input type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無
作業時の措置	<input type="checkbox"/> 負圧隔離 <input type="checkbox"/> 隔離 (負圧なし) <input type="checkbox"/> 湿潤化 <input type="checkbox"/> 呼吸用保護具の使用
保温材	
石綿含有の有無	<input type="radio"/> 有 <input type="radio"/> みなし <input type="radio"/> 無
含有無しと判断した根拠	<input type="checkbox"/> 1: 目視 <input type="checkbox"/> 2: 設計図書 (4を除く。) <input type="checkbox"/> 3: 分析 <input type="checkbox"/> 4: 建築材料等の製造者による証明 <input type="checkbox"/> 5: 建築材料等の製造年月日
作業の種類	<input type="radio"/> 除去 <input type="radio"/> 封じ込め <input type="radio"/> 囲い込み
切断等の有無	<input type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無
作業時の措置	<input type="checkbox"/> 負圧隔離 <input type="checkbox"/> 隔離 (負圧なし) <input type="checkbox"/> 湿潤化 <input type="checkbox"/> 呼吸用保護具の使用
煙突断熱材	
石綿含有の有無	<input type="radio"/> 有 <input type="radio"/> みなし <input type="radio"/> 無
含有無しと判断した根拠	<input type="checkbox"/> 1: 目視 <input type="checkbox"/> 2: 設計図書 (4を除く。) <input type="checkbox"/> 3: 分析 <input type="checkbox"/> 4: 建築材料等の製造者による証明 <input type="checkbox"/> 5: 建築材料等の製造年月日
作業の種類	<input type="radio"/> 除去 <input type="radio"/> 封じ込め <input type="radio"/> 囲い込み
切断等の有無	<input type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無
作業時の措置	<input type="checkbox"/> 負圧隔離 <input type="checkbox"/> 隔離 (負圧なし) <input type="checkbox"/> 湿潤化 <input type="checkbox"/> 呼吸用保護具の使用
屋根用折断熱材	
石綿含有の有無	<input type="radio"/> 有 <input type="radio"/> みなし <input type="radio"/> 無
含有無しと判断した根拠	<input type="checkbox"/> 1: 目視 <input type="checkbox"/> 2: 設計図書 (4を除く。) <input type="checkbox"/> 3: 分析 <input type="checkbox"/> 4: 建築材料等の製造者による証明 <input type="checkbox"/> 5: 建築材料等の製造年月日
作業の種類	<input type="radio"/> 除去 <input type="radio"/> 封じ込め <input type="radio"/> 囲い込み
切断等の有無	<input type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無
作業時の措置	<input type="checkbox"/> 負圧隔離 <input type="checkbox"/> 隔離 (負圧なし) <input type="checkbox"/> 湿潤化 <input type="checkbox"/> 呼吸用保護具の使用
耐火被覆材 (吹付け材を除き、けい酸カルシウム系等2種を含む。)	
石綿含有の有無	<input type="radio"/> 有 <input type="radio"/> みなし <input type="radio"/> 無
含有無しと判断した根拠	<input type="checkbox"/> 1: 目視 <input type="checkbox"/> 2: 設計図書 (4を除く。) <input type="checkbox"/> 3: 分析 <input type="checkbox"/> 4: 建築材料等の製造者による証明 <input type="checkbox"/> 5: 建築材料等の製造年月日
作業の種類	<input type="radio"/> 除去 <input type="radio"/> 封じ込め <input type="radio"/> 囲い込み

①元方(元請)  
事業者の入力

②請負事業者の  
入力

④申請  
(確認)

下書き保存

トップ画面  
に戻る

## 新規申請

新規申請 &gt; 申請完了

**登録が正常に完了しました。**

申請IDは「9999999999」です。  
登録内容については、申請一覧画面にてご確認をお願いいたします。

[トップ画面に戻る](#)[申請一覧画面に戻る](#)

レベル1又は2の材料で“石綿含有の有無”が、「有」または「みなし」が選択されている場合

## 新規申請

新規申請 &gt; 申請完了

**登録が正常に完了しました。**

申請IDは「9999999999」です。  
登録内容については、申請一覧画面にてご確認をお願いいたします。

なお、吹付石綿、石綿含有保溫材、耐火機材等の除去・封じ込め・回し込みを行う場合には、本報告とは別に、計画届（労働基準監督署）及び特定粉じん排出等作業実施の届出（都道府県等）も必要となりますので忘れずにご提出ください。

[トップ画面に戻る](#)[申請一覧画面に戻る](#)



## 申請変更履歴

申請日	元方(元請)事業者名	工事名称	解体・改修工事期間
2020/12/01			2020/12/22~2021/01/09

申請変更履歴一括ダウンロード: [ダウンロード](#)

検索結果: 100件中1-20件表示

&lt;前へ 1 2 3 4 5 ... 10 次へ&gt;

修正日時	修正者	修正項目	修正前情報	修正後情報
2020/12/02 17:30:15	石塚 太郎	工事期間	2020/12/22	2021/01/09
2020/12/02 12:30:15	[職員による修正]	丁目以降	2丁目8番8号	2丁目8番9号
2020/12/02 11:30:15	石塚 太郎	石綿含有の有無	有	無
2020/11/22 17:30:15	石塚 太郎	含有無しと判断した根拠	目視	設計図書
2020/11/22 16:10:15	[職員による修正]	切替等の有無	有	無
2020/11/12 12:30:15	石塚 太郎	作業の種類	除去	塵い込み
2020/11/12 10:30:15	石塚 太郎	作業時の措置	責任隔離	隔離(責任なし)
2020/11/11 09:30:15	石塚 太郎	作業時の措置	責任隔離	湿態化
2020/11/08 12:30:15	[職員による修正]	作業時の措置	責任隔離	呼吸用保護具の使用
2020/11/02 15:30:15	石塚 太郎	作業時の措置	責任隔離	隔離(責任なし)
2020/10/30 09:30:15	石塚 太郎	工事期間	2020/12/22	2021/01/09
2020/10/20 12:30:15	石塚 太郎	丁目以降	2丁目8番7号	2丁目8番8号
2020/10/20 09:50:15	[職員による修正]	石綿含有の有無	有	無
2020/10/04 12:30:15	[職員による修正]	含有無しと判断した根拠	目視	設計図書
2020/10/02 11:30:15	[職員による修正]	切替等の有無	有	無
2020/10/02 09:30:15	[職員による修正]	作業の種類	除去	塵い込み
2020/09/12 12:30:15	[職員による修正]	作業時の措置	責任隔離	隔離(責任なし)
2020/09/11 12:30:15	[職員による修正]	作業時の措置	責任隔離	湿態化
2020/09/08 12:30:15	[職員による修正]	作業時の措置	責任隔離	呼吸用保護具の使用
2020/09/02 12:30:15	[職員による修正]	作業時の措置	責任隔離	隔離(責任なし)

&lt;前へ 1 2 3 4 5 ... 10 次へ&gt;

[戻る](#)

資格者による事前調査の実施について  
(令和5年10月1日施行)

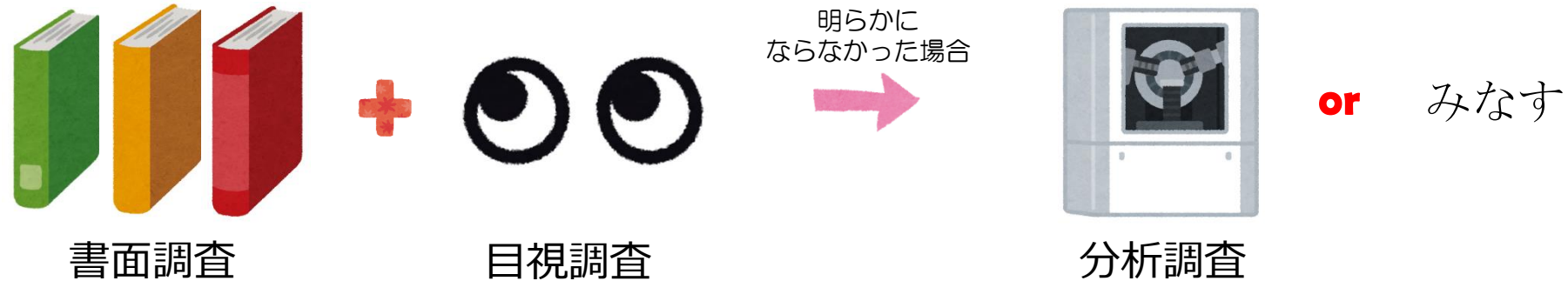
## <解体等工事に係る調査及び説明等>

- 解体等工事の元請業者は、当該解体等工事が特定工事に該当するか否かについて、設計図書その他の書面による調査、特定建築材料の有無の目視による調査その他の環境省令で定める方法による調査を行うとともに、当該解体等工事の発注者に対し、当該調査の結果、届出対象特定工事※又はそれ以外の特定工事に係る事項等を記載した書面を交付して説明しなければならない。

(新法第18条の15関係)

### □ 事前調査の方法 (新規則第16条の5)

※レベル1・2 建材に係る工事



- \* 解体等工事が平成18年9月1日以後に設置の工事に着手した建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事に該当することが設計図書等の書面により明らかである場合は、特定建築材料の有無の目視による調査は不要。

注) 事前調査は必要報告の対象にもなる

### □ 事前調査を行う者※ (調査を適切に行うために必要な知識を有する者) (令和2年環境省告示第76号)

- 建築物石綿含有建材調査者講習を修了した者  
(一戸建て等石綿含有建材調査者は、一戸建て住宅等に限る)
- 義務付け適用前に一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録された者

- \* 設置工事の着手日を書面で確認する作業は、有資格者でなくても行うことができる。 ※令和5年10月1日から適用  
施行日前でも有資格者に事前調査を行わせることが望ましい。

建築物等の解体等事業者、事前調査を行う事業者の皆様へ

# 石綿（アスベスト）関連規制が改正 されました

建築物（建築設備を含む）の解体・改修工事を行う際<sup>※1</sup>は、**資格者等による事前調査<sup>※2</sup>の実施が義務付けられます。**



## 事前調査を行うことができる者

- ① 特定建築物石綿含有建材調査者（特定調査者）
- ② 一般建築物石綿含有建材調査者（一般調査者）
- ③ 一戸建て等石綿含有建材調査者（一戸建て等調査者）<sup>※3</sup>
- ④ 令和5年9月30日以前に（一社）日本アスベスト調査診断協会に登録され、事前調査を行う時点においても引き続き登録されている者。



**資格者等による調査の義務付けは、令和5年10月1日から施行されます。** ※事前調査自体は令和5年9月以前でも行う必要があります。

建築物（建築設備を含む）の解体・改修工事を行う事業者や事前調査を請負う事業者は計画的に資格者の育成を進めてください。

- ※1 解体工事のほか、建築物の模様替・修繕等の改修工事、建築設備の取付・取外し・修理等の工事も含まれます。
- ※2 石綿含有建材が使用されているか否かを確認するための調査であり、設計図書等の書面調査と現地での目視調査の両方を行う必要があります。それでも明らかにならなかった場合、分析による調査を行うか使用しているものとみなすこととなります。
- ※3 一戸建て等調査者は一戸建て住宅や共同住宅の住戸の内部のみ事前調査を行うことができます。

# 資格を取得するためには、登録講習機関が実施する講習を受講し修了する必要があります。

## 登録講習機関（令和3年7月現在）

- ◆（一社）日本環境衛生センター
- ◆（一社）環境科学対策センター
- ◆建設業労働災害防止協会
- ◆（一社）日本石綿講習センター
- ◆中央労働災害防止協会 東京安全衛生教育センター
- ◆中央労働災害防止協会 大阪安全衛生教育センター
- ◆（一社）茨城労働基準協会連合会
- ◆（一社）三重労働基準協会連合会
- ◆（公社）石川県労働基準協会連合会
- ◆（公社）東京労働基準協会連合会
- ◆（一社）企業環境リスク解決機構
- ◆建設業労働災害防止協会 神奈川支部
- ◆（株）安全教育センター
- ◆建設業労働災害防止協会 宮城県支部
- ◆建設業労働災害防止協会 新潟県支部
- ◆建設業労働災害防止協会 長野県支部
- ◆建設業労働災害防止協会 愛知県支部
- ◆建設業労働災害防止協会 千葉県支部
- ◆（公社）岩手労働基準協会

講習の詳細や最新の登録講習機関情報は、厚生労働省のウェブサイトからご確認ください。  
※最新の登録状況は各都道府県労働局にお問い合わせください



## 講習内容

種別	講習内容	受講資格
特定調査者	講義（11時間）、実地研修、筆記試験、口述試験	一般調査者、建築に関して一定以上の実務経験を有する者、等
一般調査者	講義（11時間）、筆記試験	石綿作業主任者、建築に関して一定以上の実務経験を有する者、等
一戸建て等調査者	講義（7時間）、筆記試験	一般調査者と同じ

■ 講習のスケジュールはそれぞれの講習登録機関のウェブサイトを参照してください

## 注意点

- ◆ 事前調査を適切に実施するため、義務づけ適用以前においても、資格者等が事前調査を行うことが望ましいです。
- ◆ 解体等工事を行う建築物が平成18年9月1日以後に設置の工事に着手したことが書面により明らかである場合は、資格者等による調査を行う必要はありません。
- ◆ 自主施工者である個人が、建築物の改造又は補修の作業であって、排出され、又は飛散する粉じんの量が著しく少ないもののみを伴う軽微な建設工事を施工する場合には、資格の有無に係らず自ら事前調査を行うことができます。



## 一般建築物石綿含有建材調査者講習の受講要件

No.	要件
1	労働安全衛生法別表第18第23号に掲げる石綿作業主任者技能講習を修了した者
2	学校教育法による大学(短期大学を除く。)において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、 <b>建築に関して2年以上の実務の経験</b> を有する者
3	学校教育法による短期大学(修業年限が3年であるものに限り、同法による専門職大学の3年の前期課程を含む。)において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程(夜間において授業を行うものを除く。)を修めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後。4において同じ。)、 <b>建築に関して3年以上の実務の経験</b> を有する者
4	学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)又は高等専門学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、 <b>建築に関して4年以上の実務の経験</b> を有する者(3に該当する者を除く。)
5	学校教育法による高等学校又は中等教育学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、 <b>建築に関して7年以上の実務の経験</b> を有する者
6	<b>建築に関して11年以上の実務の経験</b> を有する者
7	労働安全衛生法等の一部を改正する法律(平成17年法律第108号)による改正前の労働安全衛生法別表第18第22号に掲げる特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者で、 <b>建築物石綿含有建材調査に関して5年以上の実務の経験</b> を有する者
8	<b>建築行政に関して2年以上の実務の経験</b> を有する者
9	<b>環境行政(石綿の飛散の防止に関するものに限る。)</b> に関して <b>2年以上の実務の経験</b> を有する者
10	労働安全衛生法第93条第1項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官又は同項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官であった者
11	<b>労働基準監督官として2年以上その職務に従事した経験</b> を有する者
12	2から11までのいずれかに該当する者と同等以上の知識及び経験を有する者

# 大気汚染防止法の改正事項と施行日

規制内容	令和2年 6月 10月	令和3年 4月	令和4年 4月	令和5年 10月
特定建築材料以外の石綿含有 建材への規制		周知 令和3年4月施行		
事前調査の信頼性確保	事前調査の方法の 法定化	周知		
	一定の知見を有する者 による事前調査の実施		周知、者の育成	令和5年10月 施行
	事前調査結果の記録の 作成、保存	周知	令和3年4月施行	
	事前調査結果の控えの 現場への備え置き	周知	令和3年4月施行	
	事前調査結果概要の 都道府県等への報告		周知、システム整備	令和4年4月施行
隔離をともなう作業での 石綿漏えいの有無の確認		周知		
適切に行われたことの確認	知識を有する者による 取り残しの有無の確認	周知		
	作業の記録	周知		
	適切に行われたことの確認、 確認結果の記録・保存	周知	令和3年4月施行	
	作業結果の発注者への 書面での報告、記録	周知		
直接罰の適用		周知		
罰則の対象の拡大		周知		

改正大気汚染防止法の公布

改正大防法施行令（政令）・施行規則（省令）の公布

## 【参考】

- 環境省HP 大気汚染防止法の改正について  
[https://www.env.go.jp/air/post\\_48.html](https://www.env.go.jp/air/post_48.html)
- 環境省HP 建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル（令和3年3月）  
[https://www.env.go.jp/air/asbestos/post\\_71.html](https://www.env.go.jp/air/asbestos/post_71.html)
- 環境省HP 石綿事前調査結果の報告について  
[https://www.env.go.jp/air/asbestos/post\\_87.html](https://www.env.go.jp/air/asbestos/post_87.html)
- 厚生労働省HP 石綿総合情報ポータルサイト（資格取得のための講習会の情報等）  
<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp>



## 【よくある質問】

- 発注者が調査をしていた場合は、元請の事前調査は省略して良いか。  
発注者が行った調査の結果を活用することは可能ですが、事前調査の責務は元請業者にあるため、調査範囲や調査方法等が適切であったかなど内容をよく確認して判断する必要があります。また、一定規模以上の工事については、事前調査結果の報告も必要です。
- 金属部分のみの工事の場合、事前調査等行う必要があるのか。  
建築物または工作物に係る解体・改造・補修工事は原則として規制の対象（事前調査等を実施の義務）となりますが、アスベストが含まれていないことが明らかなものであって、周囲の材料を損傷させるおそれのない作業については、規制対象になりません（事前調査も不要）。  
その他規制対象としない作業について、国が例示していますので、具体的には、マニュアルのP85～をご確認ください。
- 配管点検のために石綿含有保温材を一時的に取り外すような作業は、規制の対象となるか。  
補修を行わない点検だけであれば、建築物・工作物の解体・改造・補修作業に当たらないため、特定粉じん排出等作業には該当しません。ただし、作業に当たっては大気へのアスベスト飛散を防止するよう十分に配慮する必要があります。

## 他にも必要な手続きがあります。

## 大気汚染防止法以外の関連法令

地域によっては、地方自治体が条例を定めて規制をしている場合がありますので、当該作業を行う場所を管轄する都道府県、市町村にお問い合わせください。

建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策に関連する法律としては、大気汚染防止法以外に労働安全衛生法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建築基準法などがあります。このうち労働安全衛生法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に石綿の飛散防止に関連する作業基準等が定められており、工事施工者等はこれらの関係法令に基づき適正に作業を行う必要があります。



### 労働安全衛生法、石綿障害予防規則における規定

建築物の解体等の工事で生じる石綿粉じんが作業環境を著しく汚染し、労働者の健康に重大な影響を及ぼすことを防止する観点から作業場内での基準等が定められています。



### 廃棄物の処理及び清掃に関する法律における規定

特定管理産業廃棄物に指定された廃石綿等について、その分別、保管、収集、運搬、処分等を適正に行うため必要な処理基準等が定められています。



### 建築基準法における規定

建築物の大規模な増改築時には吹付け石綿及び石綿含有吹付けロックウールの除去が義務付けられ、また、石綿の飛散のおそれがある場合には、除去等の勧告・命令ができることが定められています。



### 建設工事に係る資源の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）における規定

他の建築廃棄物の再資源化を妨げないように、石綿含有建築材料は、原則として他の建築材料に先がけて解体等を行い、分別しておくことが定められています。